

医療費受給者証が更新されました

【医療助成受給対象者】

重度心身障がい者の方、ひとり親家庭等の児童と親または養育者、乳幼児等のお子さまについては、病气やケガで病院にかかった際、町から医療費の一部が助成されます。

※世帯の所得状況により助成が受けられない場合もあります。

【助成受給方法】

この助成を受けるためには、役場から交付される「医療費受給者証」を、医療機関に受診する際、保険証と一緒に提示してください。

（1）医療費受給者証が届いた場合

今回、今年7月末現在で、助成対象になると思われる方には、8月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。既にお手元に届いている方は特に手続きの必要はありませんので、そのままお使いください。

（2）助成対象になると思われ医療費受給者証が届いていない方

役場住民生活課国民健康保

険係までお問い合わせください。助成対象となる場合には、本人による申請が必要となりますので、次のものを持参し、手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

・現在加入している健康保険証

・印鑑

・八雲町へ転入された方等は、転入前の市区町村の所得証明書（所得額・課税額のお知らせのもの）

・申請・問い合わせ先

・住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

・落部支所

☎0137-67-2231



司法書士・行政書士
やまびこ事務所
相続遺言登記債権整理など
司法書士・行政書士 青沼千鶴
八雲町本町87番地2F
☎(0137)63-2917

＜広告＞

交通事故や傷害事件など他人の行為でケガをした！

交通事故などが原因で病院にかかるときは、第三者行為について

【第三者行為でケガをした！ こんな時は？】

交通事故や傷害事件など他人（第三者）の行為によってケガをした場合でも、国保・後期高齢者医療の保険証を使って病院にかかることができます。交通事故等にあつたら、小さな事でも必ず、警察に届け出ると同時に、国保担当にも連絡をしてください。

単独の交通事故など相手のいないケガの場合も同様です。

また、事故の際に、相手の身元を確認しなかったりすると、後から思わぬ後遺症や障がいが発生しても損害賠償の請求ができない場合がありますので、必ず、身元の確認をするようにしてください。

【医療費は相手が負担？】

交通事故など他人の行為によりケガをした場合、その医療費は、自分に過失のない限り、原則、相手が全額負担することとなります（実際には相手の加入している損害保険会社）。そのため、国保が保険給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三

者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。

【仕事でのケガは？】

交通事故でも仕事中のケガ（通勤途中を含む）の場合には、労災保険が適用されることとなり、保険証は使用できません。この場合は、職場の担当者へ連絡し、指示に従って病院にかかってください。

【注意！示談は慎重に】

示談をするということは、相手に対して、今後、一切の損害賠償請求権を放棄するということですので。示談をしてしまったら、その後当該事故による治療を受けた場合については、国保・後期高齢者医療の保険給付額（7〜9割）は、相手ではなく、本人に請求されることとなりますので、ご注意ください。示談を結ぶ前には、一度、国保担当へご相談ください。

【連絡・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

はっぴい♪街なか保健室

高齢者の方や障がいを持った方、健康や介護について不安や心配がある方々の相談の場です。八雲町認知症家族の会リフレッシュクラブの会員もおります。お気軽にお立ち寄りください。

【日時】8月18日(木) 【受付時間】午後2時～4時 【場所】八雲町公民館

◎ミニ講座「知って納得！介護保険制度について」

【時間】午後2時30分～3時

【内容】介護保険制度がどのような制度か、知っていますか？いざという時に活用できるよう、今から知識をつけておきましょう！

【問い合わせ先】保健福祉課包括支援係(シルバープラザ内) ☎0137-65-5001